様式第４号（第６条関係）

違反対象物一覧表

令和５年２月２日現在

法：消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		公表年月日	管轄消防署	その他
		違反指摘事項	根拠法令等の条項			
株式会社八幡屋呉服店	松阪市日野町 589 番地１、590 番地１、590 番地２、590 番地３、590 番地４、590 番地５	屋内消火栓設備未設置	法第 17 条第１項	令和４年 11 月 11 日	松阪南消防署	